

## 使用過程車の増トンに伴う改造について

### 1. 車両総重量20→28t（平成5年）

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成5年11月25日・運輸省令第38号）の施行に伴い車両総重量の規制が緩和され、使用過程車の増トンが可能となりました。増トン申請をするためには、改造工事及び届出書類等が必要となりますので、詳細については各トレーラーメーカーにお問い合わせください。

### 2. 車両総重量28→36t、車長12→13m（平成27年）

平成27年3月31日に保安基準が改正され、同年5月1日に施行されました。

#### 1) 改正内容

特例8車種（注1）のセミトレーラーについて、

①車両総重量の上限を36トンに上げた上で、「基準内」扱いになります。

（右図中、「特例8車種の基準内」が引上げになった領域。

保安基準の「最遠軸距」は、キングピン中心から最後軸中心です。）

②車長の上限値を13mに上げた上で「基準内」扱いになります。（注2）

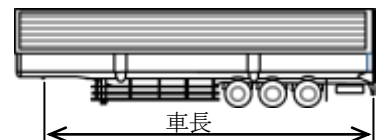
#### （注1）特例8車種

バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ型、自動車運搬用、

あおり型（ダンプセミトレーラーを含む）、スタンション型、船底型。

#### （注2）車長について

キングピン中心～トレーラー後端までの長さの上限が12m以下から13m以下になりました。尚、トレーラーの一番後ろの軸中心からトレーラー後端までの長さに条件があります。



#### 2) 使用過程車両の改造について

①改造が可能か否かは、トレーラーメーカーにお問い合わせください。

②増トン改造、又は車長改造が可能な場合は、構造等変更検査手続きを行ない、新たな車検証の交付を受けます。

③あおり型、スタンション型、船底型を改造した場合、構造変更届出書類に加え、「基準適合検討書」を改造後の諸元で提出が必要です。

④特例8車種〔上記1)項の①及び②〕は「事前書面審査制度」の対象となります。

審査期間は届出書の受理日から原則15日以内です。当日受付けは出来ませんので、納車日にご注意ください。